

柳川市公衆無線 LAN サービス推進事業要項

1 目的

国内外のお客様に本市の魅力を堪能していただくためには、本市の価値ある情報をいつでも入手できる環境を整えることが必要である。その際、世界で普及しているスマートフォン等の携帯情報端末を活用することが有効であるが、特に外国人観光客が日本の携帯電話回線に接続すると通信料が非常に高額で、このことが情報を入手する阻害要因になっており、観光庁の平成 27 年 1 月～3 月の消費動向調査によると「日本滞在中にあると便利な情報」では半数を超える 52.8%が「無料 Wi-Fi」を選択している。

本市では、平成 26 年 12 月 25 日、「柳川市観光まちづくり推進委員会」から市長への提言書において、最優先事業の一つに「国、九州の動向を把握しながら、県とも連携してフリーWi-Fiを整備する」ことが掲げられた。

また、平成 27 年 6 月 5 日には、一般社団法人九州経済連合会と一般社団法人九州観光推進機構、NTT グループが実施主体となり、九州を一つのエリアとした「Kyushu_Free_Wi-Fi プロジェクト」を開始し、九州各地の無料 Wi-Fi と連携して事業展開していくこととなった。

これらの背景を元に、本市を訪れる国内外の観光客の利便性を高め、おもてなしの充実を図るとともに、災害時には通信手段を確保し、安心して快適に過ごしていただくことを目的として事業を推進するものである。

2 総則

事業の目的を達成するため、無料公衆無線 LAN サービス「Yanagawa Free Wi-Fi」の環境整備を推進する際に、柳川市と、無料公衆無線 LAN サービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）及び無料公衆無線 LAN サービスの設置を希望する民間施設・店舗等（以下「柳川ワイファイ応援隊」という。）の役割について規定する。

また、事業実施にあたり、サービス提供事業者及び提供されるサービスの要件についても規定する。

3 事業当事者の役割と実施内容

(1) 柳川市

事業の目的に鑑み、市民挙げておもてなし日本一を目指す推進母体である「おもてなし柳川市民会議」と連携し、事業を推進する。

また、「Yanagawa Free Wi-Fi」ブランドが一目で分かるポスターやステッカーなどを作成し、柳川ワイファイ応援隊に無償で配布するとともに、市ホームページで紹介するほか、無料公衆無線 LAN サービスの広報及びプロモーション活動を行う。

なお、公共施設を中心とした公的な施設には、サービス提供事業者が提供する無料公衆無線 LAN サービスの契約とサービス利用料を負担する。

(2) サービス提供事業者

無料公衆無線 LAN サービスの設置の申し出のあった公共施設や柳川ワイファイ応援隊への環境整備及びサービスを提供する。

(3) 柳川ワイファイ応援隊

「Yanagawa Free Wi-Fi」ポスターやステッカーなどの広報媒体を貼り出すとともに、サービス提供事業者が提供する無料公衆無線 LAN サービスの契約とサービス利用料を負担する。

4 手続き

(1) サービス提供事業者の申請

- ① サービス提供を希望する事業者は、Yanagawa Free Wi-Fi サービス提供事業申請書（様式第 1 号）により申請する。
- ② 柳川市は、①の規定による申請についてサービス提供事業者として決定したときは、協定書の締結をもって事業を開始する。

(2) 柳川ワイファイ応援隊の登録申請

- ① 柳川ワイファイ応援隊に登録する場合は、サービス提供事業者に無料公衆無線 LAN サービスの契約を申し込むと同時に、柳川市に対して柳川ワイファイ応援隊登録申請書（様式第 2 号）により申請する。
- ② 柳川市は、①の手続きによりサービスが提供できるようになった段階において柳川ワイファイ応援隊登録書（様式第 3 号）を発行し、Yanagawa Free Wi-Fi ポスターやステッカーなどの広報媒体を配布する。

5 サービス提供事業者の要件

- (1) 福岡県内に事務所又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと又はそれらの利益となる活動

- を行う団体でないこと。
- (5) 政治活動や宗教活動を主たる目的としていないこと。

6 提供サービスの要件

提供されるサービスは、次の要件や仕様等を満足すること。

- (1) 国内のサービス事業者と契約していない訪日外国人を含め、誰もがメールアドレスの登録などその場で利用手続きを行うことで、一定時間無料でインターネットに接続できるサービスが利用できること。
- (2) サービス仕様
- ①柳川市が指定する SSID が設定可能であること。
 - ②Kyushu_Free_Wi-Fi プロジェクトが推進する「Japan Connected Free Wi-Fi」に対応し、九州内の他エリアの公衆無線 LAN サービスとの相互接続が可能であること。
 - ③災害発生時などの非常時には、時間制限なしに無料でサービスを開放することができること。
 - ④認証画面については、日本語に加え、英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）に対応していること。
 - ⑤利用者の認証後に、柳川市が別途指定するポータルサイトを表示することができること。
- (3) セキュリティ対策
- ①利用にあたっては、メールアドレスの登録等の認証が必要であること。
 - ②同じ無線 LAN アクセスポイントに接続している利用端末間同士のアクセスが禁止されていること。
 - ③電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）その他法令に基づき、ユーザー認証、個人情報保護、秘密保持及び安全管理等の体制並びに仕組みが適切であること。
- (4) サポート等
- ①柳川ワイファイ応援隊及び利用者向けに、分かりやすいマニュアルを提供すること。
 - ②柳川ワイファイ応援隊及び利用者からの問い合わせ及び苦情に適切かつ迅速に処理すること。

7 要項の改訂

技術の進歩など、本事業を取り巻く環境が変化した場合は、随時本要項を改訂することとする。

なお、改訂の際は、市ホームページなどで速やかに周知することとする。

本要項は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

■参考：関係法令

■4（2）関係

<地方自治法施行令>

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

■4（3）関係

<破産法>

（破産手続開始の申立て）

第18条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 債権者が破産手続開始の申立てををするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

（法人の破産手続開始の申立て）

第19条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人 理事

二 株式会社又は相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条

第5項に規定する相互会社をいう。第150条第6項第3号において同じ。) 取締役

三 合名会社、合資会社又は合同会社 業務を執行する社員

- 2 前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。
- 3 前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、取締役、業務を執行する社員又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる法人以外の法人について準用する。
- 5 法人については、その解散後であっても、残余財産の引渡し又は分配が終了するまでの間は、破産手続開始の申立てをすることができる。

<会社更生法>

(更生手続開始の申立て)

第17条 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実(次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。)があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

- 一 破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合
 - 二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合
- 2 株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。
- 一 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者
 - 二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

<民事再生法>

(再生手続開始の申立て)

第21条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

- 2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

■ 4 (4) 関係

<暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律>

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

様式第 1 号

Yanagawa Free Wi-Fi サービス提供事業申請書

年 月 日

柳川市長 様

申請者 住所

事業所名 ⑩

代表者

電話番号

Yanagawa Free Wi-Fi サービス提供事業者として許可を受けたいので、「柳川市公衆無線 LAN サービス整備推進事業要項」の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 サービス提供事業者の要件

次の各号に該当しないことを証する文書を提出します。

- (1) 福岡県内に事務所又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 政治活動や宗教活動を主たる目的としていないこと。

2 提供サービスの要件

次の各号に関する要件を満たす文書を提出します。

提供されるサービスは、次の要件や仕様等を満足すること。

- (1) 国内のサービス事業者と契約していない訪日外国人を含め、誰もがメールアドレスの登録などその場で利用手続きを行うことで、一定時間無料でインターネットに接続できるサービスが利用できること。
- (2) サービス仕様
 - ①柳川市が指定する SSID が設定可能であること。
 - ②Kyushu_Free_Wi-Fi プロジェクトが推進する「Japan Connected Free Wi-Fi」に対応し、九州内の他エリアの公衆無線 LAN サービスとの相互接続が可能であること。
 - ③災害発生時などの非常時には、時間制限なしに無料でサービスを開放することができること。
 - ④認証画面については、日本語に加え、英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）に対応していること。
 - ⑤利用者の認証後に、柳川市が別途指定するポータルサイトを表示することができること。
- (3) セキュリティ対策
 - ①利用にあたっては、メールアドレスの登録等の認証が必要であること。
 - ②同じ無線 LAN アクセスポイントに接続している利用端末間同士のアクセスが禁止されていること。
 - ③電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）その他法令に基づき、ユーザー認証、個人情報保護、秘密保持及び安全管理等の体制並びに仕組みが適切であること。
- (4) サポート等
 - ①柳川ワイファイ応援隊及び利用者向けに、分かりやすいマニュアルを提供すること。
 - ②柳川ワイファイ応援隊及び利用者からの問い合わせ及び苦情に適切かつ迅速に処理すること。

様式第 2 号

柳川ワイファイ応援隊登録申請書

年 月 日

柳川市長 様

申請者 住所

事業所名 ⑩

代表者

電話番号

E-MAIL

柳川ワイファイ応援隊として登録したいので、サービス提供事業者への申込書の写しを添えて、下記の「柳川市公衆無線 LAN サービス整備推進事業要項」の規定により申請します。

記

1 登録にかかる費用	不要です。
2 設置にかかる費用	自己負担となります。
3 設置後の費用	自己負担となります。
4 P R	①柳川市が製作したポスター、ステッカーを無償で配布します。 ②市HPで協力隊の情報を発信します。 ③九州の Kyushu_Free_Wi-Fi と連携し、国内外に情報を発信します。

様式第 3 号

柳川ワイファイ応援隊登録書

年 月 日

様

柳川市長



年 月 日付けで申請があった柳川ワイファイ応援隊について、
「柳川市公衆無線 LAN サービス整備推進事業要項」の規定により登録します。

記

1 個人情報の取り扱い

- (1) お預かりした情報は、本事業以外には使用しません。
- (2) 施設、店舗情報について、柳川市ホームページや Kyushu_Free_Wi-Fi など
で広報 PR させていただきます。

2 登録にあたって

- (1) 入会費、年会費とも無料です。
- (2) 事業にかかる料金は御社ご負担とさせていただきます。
- (3) 柳川市が製作するポスター、ステッカー及び Kyushu_Free_Wi-Fi ステッ
カーをお客様の目に付く場所に貼っていただく協力をお願いします。

3 その他

申請に関する変更があった場合は、下記に連絡ください。

4 お問い合わせ先

柳川市観光課

〒832-8601 柳川市本町 87-1

TEL0944-73-8111 (内線 8564) FAX0944-73-2516

E-mail ; kanko-machi@city.yanagawa.lg.jp